

五條市民対象

市外公共ホール等利用助成金



助成対象者

- ① 五條市内に活動拠点を置き、構成員の過半数が五條市内に在住、在勤または在学している団体並びに五條市内に事業所等を置く法人または個人。
- ② 過去5年以内に五條市市民会館を利用して文化芸術活動等を行っていた、または令和4年4月1日以降に新たな文化芸術活動等を行う団体等。

市外公共ホール利用助成金とは

五條市民の文化芸術活動等を支援するため、五條市市民会館ホールの代替として、市外公共ホールを利用する場合の利用料の一部等を助成します。

対象経費

※2 ホール使用料助成金

市外公共ホールのホール、控室または楽屋の利用料のうち、市民会館利用料の差額分の使用料。

※裏面の助成金の例をご確認ください。

※3 交通費助成金

御所市、橋本市は1人あたり500円、
その他は1人あたり1,000円
※小学生はそれぞれ半額とします。

上限あり



申請期間

令和7年4月1日～
予算がなくなり次第終了

※令和4年4月1日～30日までに
行った助成対象事業については事後申請を認めます。

※1 音楽、演劇等の舞台発表、講演会など、ホール・舞台を利用した文化芸術活動、その他の市民のための営利を目的としない公益的な活動。

※2 1回（1日）あたりの上限額は通常分68,000円、5割減分（市民会館利用時に減免されていた団体等）92,000円とする。

※3 主催者（団体）に対する助成とし、上限額は1回（1日）につき25,000円とする。

裏面あり→

助成の流れ



交付申請提出書類

- ・ 市外公共ホール等
利用助成金交付申請書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体等概要書
- ・ 団体等構成員名簿
- ・ 市外公共ホールの料金表等

完了報告提出書類

- ・ 市外公共ホール等
利用助成金完了実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 領収書の写し
- ・ 事業実施中の写真



(助成金の例)

A市文化会館ホールを利用した場合

- ・ 主催団体10名で平日使用
- | | |
|------------|-----------------------------|
| A市外在住者使用料 | 61,260円 |
| | (58,905円+楽屋 2,355円) |
| 五條市市民会館使用料 | 49,000円 |
| 差額(助成額) | 12,260円 |
| 交通費(助成額) | 10,000円 (1,000円×10名) |
| 助成金額合計 | 22,200円 (100円未満切捨) |



～問合せ先～

〒637-8501
五條市岡口1丁目3-1
五條市役所 地域政策課
電話：0747-22-4001
(内線236)